

オーストリア共和国における連邦制
— 連邦国家における権限配分を中心として —
(10)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
— The division of responsibilities between *Bund* and *Länder* —
(10)

Masatsugu Oku*

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10–15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法10条–15条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2019.11.20受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

- (1) 権限配分の対象
- (2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

- (1) まえがき
- (2) 一般的権限配分
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)
- (3) 学校制度
- (4) 財政関係
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)
- (5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）
- (6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

- (1) 権限の解釈
- (2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)
- (3) 横断事項または複合事項
- (4) 権限の集中と権限行使の調整
- (5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化
- (6) 補完性の原則の確立に向けて
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）
- (2) 連邦参議院のその他の権限
- (3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への州の同意権
- (2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

- (1) 州の立法に対する連邦政府の異議権
- (2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦参議院の異議権
- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限

5. 連邦の執行への州の協力（参与）（間接連邦行政）

- (1) 間接連邦行政の定義とその意義
- (2) 間接連邦行政とその問題点
- (3) 原則としての間接連邦行政
- (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
- (5) 間接連邦行政における州の行政責任
- (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
- (7) 間接連邦行政の監督

- (8) 間接連邦行政の異なった類型
- (9) 非高権的行政と間接連邦行政
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)
- 6. 州法律の州執行への連邦の協力(参与)(間接州行政)
 - (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
 - (2) 州法律の執行と協定法律
- 第3章 州に対する連邦の監督および強制執行
 - 1. 州に対する連邦の監督
 - (1) 「連邦監督」の概念
 - (2) 連邦監督の機能および種類
 - (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限
 - A. 州立法に対する連邦監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)
 - B. 州行政に対する連邦監督
 - ①州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
 - ②連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
 - ③UVP事項における連邦の特別監督
 - ④学校制度における連邦の特別監督
 - ⑤病院および療養施設に関する衛生上の監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第3号、平成31年3月)
 - ⑥安全保障制度における連邦の特別監督
 - ⑦国家条約とEU法のそれぞれの実施における連邦の特別監督
 - ⑧行政における特別の委譲
 - ⑨州行政に対する連邦の法的統制
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第1号、令和元年10月)
 - 2. 州に対する連邦の強制執行
 - (1) 連邦強制の定義、連邦強制と連邦監督との関連
 - (2) 憲法裁判所の判決の執行としての連邦強制
 - 3. 連邦に対する州の監督
 - (1) 理論的背景
 - (2) 相互の法的統制(コントロール)制度としての憲法裁判制度
 - (3) 連邦国家的権利保護としての行政裁判制度
 - (4) 州監督の手段としての連邦参議院
 - (5) 州の同意権および協力権
 - (6) 州のための権限委譲
 - (7) ヨーロッパ連合内の事業計画における州の協力(参与)
 - (8) 審議機構(Konsultationsmechanismus)における州の監督権
- 第4章 協働的連邦国家(kooperativer Bundesstaat)、協働的連邦主義(kooperativer Föderalismus)
 - 1. 連邦と州との協働
 - (1) 「協働的連邦国家」「協働的連邦主義」という概念
 - (2) 「連邦・州の2者間協働」から「連邦・州・市町村の3者間協働」へ
 - (3) 「横断事項」「観点理論」と協働
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第2号、令和2年1月)
 - 2. 連邦と州との「法的」協働形式
 - (1) 連邦と州の協定、州相互の協定
 - (2) 法定の調整
 - (以上、本号)

第4章 協働的連邦国家(kooperativer Bundesstaat)、協働的連邦主義(kooperativer Föderalismus)

2. 連邦と州との「法的」協働形式

(1) 連邦と州の協定、州相互の協定

①協定の意義、特質

連邦国家における協定(支分国協定、連邦国家的コンコルダート)は、本来は、連邦憲法107条が規定していた。そこでは、各州相互間の協定(水平的コンコルダート)のみ規定されていたが、實際上ほとんど利用されることがなかったといわれる。1974年7月10日の憲法律に基づく連邦憲法改正(BGBI.444/1974)によって15a条が設けられ、各州相互間の協定(連邦憲法15a条2項)とともに、連邦と州との協定(垂直的コンコルダート)が新たに規定された(連邦憲法15a条1項)。かくして、中央集権的傾向の強化に代わって、協働ないし調整的および連邦主義的問題解決の可能性が大いに高まった⁽²²⁾。

協定によって、協定当事者は、その権限の行使を一定の方法で行うことが義務づけられ、それによって、原則的に分離して行使されていた権限が調整補完される。国家政治の実務において、連邦憲法15a条の協定は一定の意味を持ち、環境保護、廃棄物処理、空間計画(地域ないし国土計画)、包括的国土防衛、エネルギー、経済・財政計画、災害克服、連邦的規模での必要最小限度の生活保障など連邦と州の所管にまたがる横断事項(Querschnittsmaterie)⁽²³⁾(第1章3.(3)参照)の領域における権限の協調的な行使、州境界をまたぐ公園の設置など州権限間の調整を可能にする⁽²⁴⁾。環境保護について例を挙げると、「暖房用灯油における最大限許容される硫黄濃度に関する協定」(Vereinbarung über den höchstzulässigen Schwefelgehalt im Heizöl)(BGBI.Nr.292/1983, Artikel 2)が連邦とすべての州との間に締結され、統一的な限界値が定められた。連邦も州もそれに対応する法的措置によって協定に配慮しなければならない。その際、連邦は営業上産業上の暖房施設・装置(連邦憲法10条1項8号)に対して、州は居住空間暖房・家庭用燃料(連邦憲法15条1項)に対して、それぞれ権限を有する。ここにおいて、協定は、連邦権限、州権限の調整補完に奉仕する⁽²⁵⁾。

しかしながら、横断事項を協定によってきちんと処理することができるという期待も現実において実現が困難である。なぜならば、憲法裁判所の判決(VfSlg 10292/1984)⁽²⁶⁾によれば、協定はそれぞれの「管轄権限の枠内において」のみ締結することができ、この権限分断は、しばしば、調整においても、権限が錯綜する複合事項の有意義な全規制を許さないからである。以上のことは、州のみではなく連邦についても妥当し、「エネルギー節約に関する協定」(BGBI.Nr.351/1980)の実施において、連邦は、エネルギー節約器具に関する規定を発布することは不可能である。というのは、これについては、化石理論によれば、連邦の立法および執行の権限事項である「営業および産業に関する事項」(連邦憲法10条1項8号)に該当しないからである(VfSlg 10831/1986)⁽²⁷⁾。

さらに、その後の現実において、連邦と州との間の協定による連邦主義的問題解決の期待は裏切られる。重要な環境保護領域における協定草案の実現が連邦によって阻止され、1983年、1988年、1993年などの連邦憲法改正(BGBI.Nr.175/1983〔連邦憲法10条1項12号〕、Nr.685/1988〔連邦憲法10条1項12号、11条5項〕、Nr.508/1993〔連邦憲法10条1項

9号、11条1項7号))により、連邦のための権限移行が為される。特に、1983年、1988年の連邦権限の拡大は、1970年代の連邦諸州の要請プログラムの一部実現に対する連邦の「反対要請」として生じたとされている。また、他の多くの連邦権限も、1975年以降、連邦と州との協定という手段を用いずに、新たに根拠づけられていった⁽²⁸⁾。

②協定の法的性質、協定の内容

連邦憲法15a条は、連邦と州との間の独自の「公法上の」協定の類型を規定する⁽²⁹⁾。連邦と州との間の協定は、国際法上の国家条約にならって作られている。このことは、協定は、協定の当事者の「国家的高権 (staatliche Hoheitsgewalt)」を前提としているということの意味する。協定当事者の高権的な活動領域に属する立法または執行事項(司法事項は除外される)が対象である。それゆえ、協定は、連邦と州との間の、連邦憲法15a条ではなく連邦憲法17条によって保障された連邦と州の私法に基づくところの「私法契約」(例えば、売買契約、賃貸借契約など)から区別される⁽³⁰⁾。

高権的行政のみではなく私経済行政もまた、このような協定の対象になりうる⁽³¹⁾。ただ私経済行政については、補助金・助成金の交付など私法的手段による公的作用(任務)の処理に制限され、上述したように、私法契約である売買契約など純然たる市民法的法律事項には連邦憲法15a条は適用されない(連邦憲法137条、138a条も参照)⁽³²⁾。これにつき、憲法裁判所の判決においても、市民法的法律事項とはいえない公益目的の融資協定は連邦憲法上禁止されていないとしている(VfSlg 14945/1997)⁽³³⁾。また、「連邦とウィーン州が関心を有するところの連邦首都ウィーンにおける事業に関する連邦憲法15a条に基づく連邦とウィーン州との協定」(BGBl.Nr.18/1980)には、鉄道、道路、交通、洪水対策、文化、スポーツなどの事業(プロジェクト)が挙げられている。しかしながら、連邦憲法15a条を厳格に解する立場からは、実務において高権的事項と私法的事項を混同し、既存の権限法的限界を顧慮していないという批判がなされている⁽³⁴⁾。

③協定の締結

協定の締結手続は、国際法上の国家条約にならって作られている(連邦憲法15a条3項)。

締結権者は、連邦においては、協定内容に応じて連邦政府、連邦首相、連邦主務大臣である⁽³⁵⁾。しかし、協定が、法律の公布または変更を必要とするという理由で、連邦の立法機関をも拘束するときは、協定は、連邦政府(連邦主務大臣は不可)によって、国民議会による同意(Genehmigung)をもってのみ締結が許される(連邦憲法15a条1項)。かくして、連邦政府の発議権と議会の法制定権限が保障される。このような国民議会の承認議決には、連邦憲法50条3項(政治的条約、および法律を変更または法律を補充する内容を有する国家条約の国民議会による議決)が準用され(連邦憲法15a条1項)、法律の議決手続(連邦憲法42条1項-4項)が適用されるので、連邦参議院の協力(参与)を伴うこととなる⁽³⁶⁾。

2008年の連邦憲法改正(BGBl. I Nr.2/2008)以降、憲法を変更する、または憲法を補充する規定は許されない(1964年3月4日の連邦憲法改正[BGBl.Nr.59/1964]により、連邦憲法50条3項において、国家条約により憲法を変更し、または補充することとなる場合

は、連邦憲法44条1項〔憲法律または憲法規定の議決の際の特別多数決〕を準用するとされてきたが、2008年改正により、3項からこの文言を削除している⁽³⁷⁾。

州における協定の締結権者は、州の憲法的自律性を考慮して、連邦憲法15a条において規定されていないゆえに、州憲法によって規定される⁽³⁸⁾。州政府、州知事、州政府構成員が考えられる⁽³⁹⁾が、この点につき学説上争いがある。州知事が州を代表するという連邦憲法105条1項の観点から、州知事と異なる機関に締結権限を与えることに異論があるとする学説が存する⁽⁴⁰⁾とともに、これとは逆に、連邦憲法105条1項から州知事の権限を引き出すことは疑わしく、州の最高機関としての州政府の権限も考えられうるとする学説も存在する⁽⁴¹⁾。

オーバーオーストリア州など多くの州において、締結権限を州知事に与えているが、ザルツブルク州、チロール州、ウィーン州など州知事と州政府の協力（Zusammenwirken）を規定する州も存在する⁽⁴²⁾。通常は最上級州機関としての州政府の決定が先行した後に州知事によって締結声明がなされるとする学説も、以上の憲法状況を反映している⁽⁴³⁾。また、これに関し、管轄制（Ressortsystem）を採用する場合において、合議制機関である州政府の権限事項と州政府構成員の個々の権限事項との権限配分は、連邦レベルよりも緩やかであり、州政府の多数の権限、州知事の強力な地位、統一性のある州政府庁を考慮するならば、個々の行政事項の統合および調整能力は、連邦レベルよりもはるかに優れているとする指摘も存する⁽⁴⁴⁾。

協定締結により州の立法機関をも拘束する協定については、州憲法は、一般的に、州議会の同意を必要とすると定める（連邦憲法97条1項も参照）⁽⁴⁵⁾。

州相互間の協定については、その自立的活動領域に属する事項についてのみなすことができ、遅滞なく連邦政府に知らされる（連邦憲法15a条2項）。この義務は、連邦の州に対する監督の一要素を構成する（第3章1.（3）A.④参照）⁽⁴⁶⁾。

④公布（Kundmachung）

協定は官報（Bundesgesetzblatt〔BGBl.〕）で公布される（連邦憲法15a条1項）⁽⁴⁷⁾。国民議会の同意をもって締結されるところの連邦と州との協定、および、連邦および州と市町村（市町村連合、市連合への授権につき、「オーストリア市町村連合およびオーストリア市連合の授権に関する連邦憲法律」〔BGBl. I Nr.61/1998〕1条1項）との協定に関しては、連邦官報法（Bundesgesetzblattgesetz 2004）（BGBl. I Nr.100/2003, Artikel 4）3条6号によりBGBl. Iで公布され、3条6号以外のその他の連邦と州との協定に関しては、連邦官報法4条7号によりBGBl. IIで公布される。法律または国家条約の場合と異なり、協定の場合の公布は、法的拘束力のためではなく、透明性および民主的に要求される協定本文の公開性のみを奉仕する⁽⁴⁸⁾。

州における公布に関する詳細な定めは、州に委ねられる⁽⁴⁹⁾。

⑤国際法の原則の協定への適用

連邦と州との協定については、この協定が、国際法上の条約に類似している⁽⁵⁰⁾ので、とりわけ協定の解釈に関して国際法の条約法の原則（例えば、ウィーン条約法条約〔BGBl. Nr.40/1980〕）が適用される⁽⁵¹⁾。州相互間の協定については、関係諸州間の一致の憲法律

(*übereinstimmende Verfassungsgesetze*) (協定憲法律) によって一般的にまたは個々の場合において別段の定めをしない限り適用される (連邦憲法15a条3項)。もっとも、関係諸州の協定憲法律による特段の定めは、通常用いられていないといわれる⁽⁵²⁾。

⑥協定の法的効果 (連邦法または州法への変形〔Transformation〕の不可欠性)

連邦と州との協定は、国際法上の国家条約にならって作られている。国際法上の国家条約は、議会の同意手続 (連邦憲法50条2項4号)、または、連邦大統領またはその受任者 (連邦政府、連邦主務大臣、州政府) による国家条約の締結 (連邦憲法65条1項、66条2項、3項) の際に、国家条約の実現は法律または命令によるという明確な「実現留保 (Erfüllungsvorbehalt)」を表明 (「特別の変形」) しない限り、国内的に法規範として妥当する (一般の変形)。

しかし、国家条約による場合とは異なり、協定によって、一般国民または州公民に対して直接適用しうる連邦法および州法を制定することはできない。このことは、連邦レベルにおいて、連邦憲法の本文から直接生ずる。すなわち、連邦憲法15a条1項は、「法律を変更する (*gesetzändernd*)」協定ではなく、「立法を拘束する (*die Gesetzgebung bindend*)」協定のみに関するものであるからである。州レベルにおいては、明確な連邦憲法的指示が欠けている。それゆえ、一部の州憲法は一般の変形 (法源としての直接的効力) を規定した⁽⁵³⁾。しかし、憲法裁判所は、一連の判決において、協定は連邦憲法の意味での法源ではないので、直接的規範的効力を有せず、法律、命令、国際法上の国家条約のように、市民によって、憲法裁判所の下で取り消すことができるのではなく、協定の当事者によってのみ、法的有効性と協定実現の確定を求めることができる (連邦憲法138a条) のみであるという理解を示している⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾。この意味で、協定は自力執行的 (*self-executing*) ではなく、当該連邦と州のみに権限を与え義務を課す。規範に服する第三者の権限と義務については、法律または命令 (連邦憲法18条2項の意味での法律的根拠が存する限り) への特別の変形 (*spezielle Transformation*) が必要である。国際法上の条約とは異なって、連邦憲法15a条の協定の公布は、個人については情報提供機能のみを有するに過ぎない⁽⁵⁶⁾。

これに対して、助成承諾 (*Förderungszusage*) など協定当事者に対しての義務のみを含むところの協定 (いわゆる自己拘束型協定) は、何ら変形を必要としないとされる⁽⁵⁷⁾。

⑦州境界を越える共通の統合的行政機関および制度の、協定による創設

協定によって、映画評価委員会、学校図書評価委員会、国立公園委員会、ぶどう栽培委員会など、州共通の行政機関や制度を創ることができる。ここで、協定が、これらに対して、直接に拘束力を有する高権的行為を行うことを委任しうるのか問題となる。州境界を越える州の高権的権力の行使は、連邦憲法において規定されていないからである。協定の州法への特別変形の不可欠性を考慮すれば、連邦憲法は、連邦憲法15a条による協定権限でもって、高権的州相互間制度創設の特別な授権を与えたということとはできない。それゆえに、州相互間制度の高権的権限、およびそれに対応するところの関係諸州の州公民の義務が、法律的に特に規定されねばならない。それによって、協定の州法への必要不可欠な特別の変形が実施される⁽⁵⁸⁾。

この関連で、ニーダーオーストリア州とブルゲンラント州共通の「ぶどう栽培委員会 (Weinbaukommission)」を取り上げる。両州は、「州におけるぶどう栽培の土地関連の制限ならびに共通のぶどう栽培委員会に関する連邦憲法15a条に基づくニーダーオーストリア州とブルゲンラント州の協定」(ニーダーオーストリア州についてはLGBl.6151-0 (1980年8月8日)(協定は1980年8月26日発効)、改正はLGBl.6151-1 (1996年2月20日)(協定は1995年12月24日発効)；ブルゲンラント州についてはLGBl.Nr.31/1980 (1980年9月26日)(協定は1980年8月26日発効)、改正はLGBl.Nr.13/1996 (1996年2月7日)(協定は1995年12月24日発効))において、ぶどう園(畑)の土地の安定を目標として、規制基準を定め、ならびに、州によるぶどう栽培の監督を支援し、州に対して審査報告や活動報告を行うなどを任務とする「ぶどう栽培委員会」の設置を取り決めた⁽⁵⁹⁾。協定当事者である州は、協定の発効後6ヵ月以内に、その実施のために必要な法律の規定を発効させる義務がある(同協定9条)。そして、この両州のぶどう栽培法 (Weinbaugesetz) によって実施されたとされている⁽⁶⁰⁾。

同様のことは、協定によって創られるところの連邦と州の統合的行政機関についても妥当する。これらが、委員会、連絡協議会など、意見を述べるだけの諮問的な、または独立性を有しない行政の補助機関としてのみ設立される限り、何ら憲法の問題が生じない。この種の統合的制度が、連邦と州共通の国立公園行政などのように私経済的行政において活動するときにも、連邦憲法17条がそれに関する憲法的根拠を与えているので、憲法的に疑念が生じない。例えば、「ホーエ・タウエルン国立公園の保護および助成の事項における協力に関する連邦とケルンテルン州、ザルツブルク州、チロール州との連邦憲法15a条に基づく協定」(BGBl.Nr.570/1994) (この協定は、1994年3月3日署名、1994年8月10日発効) においては、オーストリアアルプスの、特に印象深くかつ形態豊かなホーエ・タウエルン地域を、美しくかつ太古以来の自然のままに保存し、あらゆる未来にわたって国民の福祉と学問上の利用に供し、多くの人々に感銘深い自然体験を可能にするという目標を掲げ(協定前文)、協定の当事者は、国立公園の目標と矛盾する措置をとることは許されず、私経済行政および一般的助成措置の枠内においても、この目標を考慮するものとされる(1条1項)。ホーエ・タウエルン国立公園の保護および調和的發展のため、ホーエ・タウエルン国立公園評議会 (Nationalparkrat) が設置され(2条1項)、連邦の代表として連邦主務大臣、および各州の代表としてホーエ・タウエルン国立公園事務を委任された州政府構成員から構成される(2条2項)。評議会は、協定当事者の協力および州境界を越える影響力を有する計画および措置の調整を確保しなければならないとされ、特に保護内容、助成プログラムの調和的發展、および広報活動ならびに学問上の各種プロジェクトの調整がそれに属するとされる(2条3項)。ケルンテン、ザルツブルク、チロール各州における国立公園行政の長(各州の国立公園管理局長)、および連邦主務大臣によって任命される1名の構成員が、ホーエ・タウエルン国立公園管理局 (Nationalparkdirektorium) を構成する(5条1項)。ホーエ・タウエルン国立公園評議会は、ホーエ・タウエルン国立公園管理局の諮問に応える(2条4項、5条2項a)。各州は、州法である国立公園法によって、以上の目標に適切に応じるものとされる(協定前文)⁽⁶¹⁾。

しかし、以上と異なり、連邦と州共通の組織が高権的権力を行使する場合は、固有の法主体として連邦法律によって設置され、その権限も法律によって授与されなければならないとされる⁽⁶²⁾。

⑧協定についての争い

連邦と州の間の、および州相互間の協定についての争いは、憲法裁判所が審査する対象が財産法上の請求でない場合（例えば、連邦と州の共通機関の制度についての協定、一定の行政事項における協力についての協定など）は、連邦憲法138a条により憲法裁判所が確定権限を有する。この場合においては、憲法裁判所の判決は、確認的（宣言的）（feststellend, deklaratorisch）効力のみ有するに過ぎない⁽⁶³⁾。これに対し、財産法上の請求が対象の場合（例えば、財政調整の枠内での財政的給付の確定など、財政調整の関連での財政関係の規定が問題となる場合）は、憲法裁判所に、それ自体として執行可能な給付決定宣告を認めるところの連邦憲法137条に従って手続が進められる⁽⁶⁴⁾。

⑨協定締結に関する個々の憲法規定

個々の憲法規定において、連邦と州との協定の締結を要求する場合がある。

- (i) 1983年5月31日の連邦憲法改正（BGBl.Nr.175/1983, Artikel II）によって、「環境汚染限界値（Immissionsgrenzwert）」は連邦と州との協定（連邦憲法15a条）によって定められる。こうした協定に基づいて初めて、連邦は、連邦憲法10条1項12号に基づいて法律を公布しうる（BGBl.Nr.175/1983, Artikel I 1.）⁽⁶⁵⁾。
- (ii) 1992年6月5日の連邦憲法改正（BGBl.Nr.276/1992, Artikel II（1））によって、耕作地または耕作に指定された土地の取引に関する州法（州の自立的権限に関しては、連邦憲法10条1項6号）は、連邦規模の統一的市民法的規定の確定に関する連邦と州との間の協定の発効後初めて、公布することができる。農林上の土地の取引に関する既存の州法は、外国土地取引に関する限り、発効後2年以内にこの協定に適合させねばならない⁽⁶⁶⁾。
- (iii) 連邦憲法23d条4項により、EUの事業計画に対する州の協力に関するより詳細な規定は、連邦と州との協定の中で確定される⁽⁶⁷⁾。
- (iv) オーストリア市町村連合（Gemeindebund）およびオーストリア市連合（Städtebund）⁽⁶⁸⁾については、1998年4月30日の「オーストリア市町村連合およびオーストリア市連合の授権に関する連邦憲法律」（BGBl. I Nr.61/1998）によって、この2つの組織も、審議機構（Konsultationsmechanismus）⁽⁶⁹⁾および通貨安定協定（Stabilitätspakt）⁽⁷⁰⁾に関して、連邦および州と特別の公法上の協定を締結することを授権されている（1条1項）。この憲法律によって、審議機構および通貨安定協定という法制度が創られ、この両制度とも、連邦、州および市町村間の協定によって規律される。

これら特別の協定は、法的に、連邦憲法15a条に基づく協定にならって作られており、この協定類型に妥当するところの諸規定が、一部の例外はあるが一般的に準用される（2条1項）。オーストリア市町村連合およびオーストリア市連合は、連邦憲法138a条に基づき、連邦および州との協定についての憲法裁判所への審査申立権（2条2項）、および連

邦憲法137条に基づき、連邦および州に対する財産法上の請求についての憲法裁判所への訴権（3条）も認められている。かくして、市町村は、憲法裁判所の下における手続においては、連邦および州とほとんど同様の地位を認められることとなった⁽⁷¹⁾。

（2）法制定の調整

立法の段階において、「協働」という考え方が古典的連邦国家に決してなじみのないものではなかったということを示す立法の調整形式が存在する。以下、いくつかの類型に分けて考察する。

①協定法律

立法の調整の最も強力な形式が「協定立法（paktierte Gesetzgebung）」であると考えられ、連邦と州の一致した法律（übereinstimmende Gesetz）議決が存在するときに初めて法律が発効するところの規範設定形式である。連邦と州の同等の思想にふさわしいこの立法形式は、オーストリアでは、学校法において、その事項の政治的感受性ゆえに、長きにわたって支配的な法制定技術とされてきた（「連邦国家的憲法への移行に関する1920年10月1日の憲法（1920年憲法経過法〔Verfassungsübergangsgesetz〕、1925年の再公布からは経過法〔Übergangsgesetz〕」42条2項（f）（StGBLNr.451/1920, BGBl.Nr.2/1920; wiederverlautbart BGBl.Nr.368/1925）⁽⁷²⁾。学校法における協定法律という手法は、1962年7月18日の連邦憲法律による連邦憲法改正（BGBl.Nr.215/1962, Artikel VIII）、農林学校・教育制度に関して連邦と州の新たな権限類型を定めた1975年4月28日の連邦憲法律による連邦憲法改正（BGBl.Nr.316/1975, Artikel VII（a））（農林学校制度に関して協定法律形式を排除）によって廃止され、今日では、国民教育および連邦憲法14条および14a条に含まれない教育制度において残るのみである⁽⁷³⁾。

さらに、連邦憲法は、連邦と関係州の協定法律の例として、交通（道路）警察（連邦憲法11条1項4号）および航行警察（連邦憲法11条1項6号）を規定する。連邦と関係州の協定法律（übereinstimmende Gesetze）によって、交通警察および航行警察の職務を、それらが州執行権限に属する限り、州警察部に委任することができる（連邦憲法15条4項）。交通警察および航行警察は、連邦憲法11条1項の連邦法律事項・州執行事項であるので、州法律の執行に際しての「連邦官庁の協力」を規定した連邦憲法97条2項のシステムは適用されない。また、連邦憲法11条が規定する執行形態は、間接連邦行政ではなく州行政であるから、間接連邦行政についての連邦憲法102条1項、4項が定める「州の同意権」は問題にならない。それゆえ、連邦と州との協定法律という特別形態が作られている⁽⁷⁴⁾。

②協定憲法

憲法的に一層重要な領域として、2008年1月4日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）によって廃止されたが、連邦と関係州の「協定憲法立法（paktierte Verfassungsgesetzgebung）」が存在した。連邦領域内部における州の境界変更は、連邦と関係州の一致した憲法律（übereinstimmende Verfassungsgesetze）が必要とされた（改正前の連邦憲法3条2項）。ベルントハレルによると、この特別の法制定技術は、オーストリア連邦主義の領土の関連において、「古くからの伝来の州区分（überlieferte Ländereinteilung）」が規範的

に最高の価値を有しているということを示すものであり、連邦憲法99条が前提とする「州の元来の憲法自律性」の証^{あかし}でもあるとされる⁽⁷⁵⁾。「古くからの伝来の州区分」に関しては、オーストリアファシズム独裁制下において、議会制システムが機能不全に陥った1933年3月4日の翌日以降公布されたすべての連邦憲法律、単純法律中に含まれる憲法規定、および憲法的規定を含む命令、ならびに、1938年3月12日のナチスドイツのオーストリア占領後に、ドイツ帝国政府によってオーストリア共和国領域に関して公布された憲法的内容を含むところのあらゆる法律、命令、指示は、廃止されるものとされ、「古くからの伝来の州区分」は、依然として、空間的基礎のままであることが、「オーストリア共和国の仮の設立に関する1945年5月1日の憲法（仮憲法〔Vorläufige Verfassung〕）」（StGBL.Nr.5/1945, StGBL.Nr.232/1945）において宣言された（2条）⁽⁷⁶⁾。

2008年1月4日の憲法律による連邦憲法改正で、連邦領域内部における州の境界変更は、「協定法律（paktierte Gesetze）」、すなわち、連邦と関係諸州の一致した法律（übereinstimmende Gesetze）が必要とされる（連邦憲法3条3項）。連邦レベルにおいては、国民議会の特別決議（少なくとも総議員の2分の1が出席し、かつ投票の3分の2の多数）が必要である（連邦憲法3条4項）。州レベルにおいては、多数要件につき、州憲法によって定めうる。以上のような特別な連邦憲法上の規定によれば、いかなる州も、その意思に反して、その領域を変更されることはないということになる⁽⁷⁷⁾。

連邦領域内部における州の境界変更とは異なり、いくつかの州の統合、州の分割、州の新たな受け入れ、州の他国への割譲など州の存続（存立）変更については、上記の2008年1月4日の憲法律による連邦憲法改正によって、連邦憲法の改正およびすべての州の憲法律規定が必要であると定められた（連邦憲法2条3項）⁽⁷⁸⁾。

連邦憲法は、協定州憲法律（paktierte Landesverfassungsgesetz）について定めている（連邦憲法15a条3項）。それによれば、関係諸州は、一致した憲法律（übereinstimmende Verfassungsgesetze）によって、州相互間の協定（連邦憲法15a条2項）に、国際法上の条約法の原則の適用を排除することができる⁽⁷⁹⁾。

③ 同意を必要とする連邦命令または州命令

ごくまれな場合として、同意を必要とする連邦命令または州命令が存在する。

まず、境界線設定（Grenzziehung）という共通の領域的問題に関わる場合が挙げられる。2019年1月15日の連邦法律（BGBl. I Nr.14/2019, Artikel 2〔憲法規定〕）によって廃止されたが、かつての1920年経過法（Übergangsgesetz）（StGBL.Nr.451/1920, BGBl.Nr.2/1920; wiederverlautbart BGBl.Nr.368/1925）は、政治的管区または自律的管区の管轄区域の変更は、連邦政府の同意を得て州政府の命令によって、また、管区裁判所の管轄区域の変更は、州政府の同意を得て連邦政府の命令によって定めるとしていた（8条5項（d））⁽⁸⁰⁾。

また、関係州による同意を必要とする連邦命令の場合を、1997年の連邦法律である外国人法（「外国人の入国、滞在、および定住に関する連邦法律」）（Fremdengesetz 1997）（BGBl. I Nr.75/1997）が定める。それによると、連邦政府は、国民議会の主委員会と協力して、1年ごとに、定住許可の数を命令で定めなければならない（18条1項）、この命令の発布に際しては、国内の労働市場の受け入れ能力および諸州の提案を考慮しなければなら

ず、数において州の提案を超えることは、関係州の同意を得てのみ許される（18条5項、憲法規定）⁽⁸¹⁾。

また、2019年1月15日の連邦法律（BGBl. I Nr.14/2019, Artikel 3〔憲法規定〕）によって廃止されたが、連邦政府の同意を必要とする場合を、「ウィーンを除く州政府庁の設立および事務執行の原則に関する1925年7月30日の連邦憲法律」（BGBl.Nr.289/1925）が定めていた。それによると、州政府庁の組織が間接連邦行政の事務を処理する限りにおいて、事務配分や事務手続についての州知事の命令は、連邦政府の同意を必要とするとされた（2条5項、3条2項）⁽⁸²⁾。

④調整立法

法律段階における調整の通常の形式は、「協定立法」ではなく、お互いに調整補完する、または調整補完される「調整立法（abgestimmte Gesetzgebung）」であるとされる。連邦も州も、「観点理論」⁽⁸³⁾に基づいて、同一事象について異なった観点から規定することができるので、それぞれの権限領域において、事項的または作用的にお互いに関係し、国民ないし公民の生活領域の有意義な全体秩序に向かって相互に補完するところの規定を公布することとなる。このことは、相手方規定に対する「配慮（Bedachtnahme）」の条項を通じて実現される。例えば、森林法、水法、鉱業法、鉄道法など連邦の計画法律ないし計画における州の地域計画への配慮、逆に、州の地域計画法律における連邦の計画法律ないし計画の配慮などを挙げることができる^{(84) (85)}。また、連邦も州も、法律規定ないし計画の際に、相手方が配慮する公益を配慮することができるのは当然である⁽⁸⁶⁾。

⑤同意を必要とする連邦法律または州法律

法律の、相手方の執行行為との調整の特別な形式は、同意を必要とする連邦法律または州法律である。立法のこの調整形式は、連邦国家的分離原則、立法と執行との権力分立、州行政および間接連邦行政のためのさまざまな憲法上の組織原理など、憲法上のいくつかの基本的な組織原理を侵害するので、相手方の法律に対する同意権は、連邦憲法によって特に根拠づけられなければならない（連邦法律に対する州の同意につき、連邦憲法14b条4項、102条1項、4項など。州法律に対する連邦政府の同意につき、97条2項。2019年1月15日の連邦法律（BGBl. I Nr.14/2019, Artikel 1〔憲法規定〕）によって廃止されたが、かつての連邦憲法15条10項および116条3項）。

基本的な憲法原理の重大な侵害が生じているので、同時に、そのための特別な事項的または憲法的正当化理由が存しなければならない。同意権の具体的な個々の場合に依じて、連邦と州との間の密接な組織的または法的関わり合い、連邦監督、州の憲法上の組織高権の特別な保護の中に、同意権の特別な根拠が存する⁽⁸⁷⁾。

⑥「州立法の統一化」への州立法の自己調整

州立法の「自己調整（Selbstkoordination）」と呼ばれる現象が存する。連邦主義的観点から無条件に積極的に評価されるものではないが、州立法相互の関係に関わる調整が存する。それぞれの州の管轄権によって引き起こされる「法分断」「見通しの悪さ」、一つの同じ法関係の州ごとの相違ゆえの「不公正」に反対する議論がしばしば存する。同じ生活関係の統一化への政治的経済的圧力が非常に強いので、相違のための特別に重要な州利

益が存するときのみ、州立法の統一化への傾向を止めることができると考えられている。立法の専門担当者会議においても、統一化傾向を考慮した著しく一致する (weitgehend übereinstimmend) 規定が成立していると言われる。もっとも、この傾向が進めば、「州権限は、規定の同一性 (Gleichheit) によってではなく、多様性 (Verschiedenheit) によって生きている (leben)」という憲法的観点からは疑念が生ずる⁽⁸⁸⁾。

(「(3)「公法上の法人」による協働」以下は、次号に続く)

注

第4章 2.

- (22) Ludwig K.Adamovich (1984), SS.144-146; Heinz Mayer, SS.411-412; Peter Pernthaler, SS.438-439; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.108, S.283, S.285. 連邦と州との間の協定においては、連邦とすべての州との協定、連邦と個々の州との協定が存する。前者には、病院施設助成および水利経済基金としての資金付与に関する協定 (BGBl.Nr.453/1978)、エネルギー節約に関する協定 (BGBl.Nr.351/1980)、義務教育学校の教員に関する人的経費、住宅建設および住宅改造の助成、環境・水利経済基金としての資金付与に際しての共同措置に関する協定 (BGBl.Nr.390/1989) などが、後者には、ホーエ・タウエルン国立公園の保護・助成に関するケルンテルン州・ザルツブルク州・チロール州と連邦の協定 (BGBl.Nr.570/1994) などがある。連邦と州間の協定とともに、さらに、州相互間の多数の協定が存する。とりわけ、地域計画、生活保護、建築法、狩猟法、映画制度、学校制度、境界確定などの領域においてである。
- (23) Bernd-Christian Funk, S.146; Ludwig K.Adamovich (1984), SS.145-146; Heinz Mayer, S.412; Peter Pernthaler, S.433, S.438; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.285.
- (24) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Walter Berka, S.143; Peter Pernthaler, S.438.
- (25) Bernd-Christian Funk, SS.325-326; Walter Berka, SS.142-143.
- (26) VfSlg 10292/1984において、森の有する保養機能ゆえに、すべての人に森 (狩猟地域であっても) への立ち入りを認める連邦法 (連邦憲法10条1項10号参照) である1975年の森林法 (BGBl.Nr.440/1975) と、狩猟効率上および野生生物上の利益から、狩猟に関係のない者の狩猟地域 (しばしば森である) への立ち入りを禁止するニーダーオーストリア州の1974年の狩猟法 (LGBl.Nr.6500-2/1974) の関係が問題となった。憲法裁判所の判決は次の如くである。
- 「森林法は立ち入り禁止の例外を制限的に定めるが、それは森への立ち入りに関する森林法上の規定についてのみであって、州立法者が、狩猟や自然保護など他の事項領域の観点の下に、森への必要な立ち入り禁止を定めることを絶対的に禁止するものではない。しかるに、州法規定は、狩猟に関係ない者にも森への自由な立ち入りを認める森林法の定めを著しく無視するものであって、州立法者が、狩猟効率上および野生生物上の利益を、連邦立法者によって主張されるところの国民の森における保養の利益に対して、過度に優先させたゆえに、憲法上の配慮義務違反として、狩猟法94条4項は廃止されるべきものとする。」(以上の傍点は筆者)
- 本判決において、連邦憲法15a条の協定でもってしても、連邦憲法が定める連邦と州間の権限配分を変えることはできないが、協定は、観点理論の適用に際して実際上生じえる矛盾を回避する助けとなる手段を提示することができることを付言している。
- (27) VfSlg 10831/1986では、1981年12月15日の連邦法律である営業法71a条、77条3項、4項 (BGBl.Nr.619/1981) (1973年11月29日の連邦法律である営業法 [BGBl.Nr.50/1974] の改正法) において、営業用商品ならびにサービス提供、さらに営業施設について、連邦主務大臣が命令によって、拘束力を有するエネルギー節約基準を定めなければならないとされたが、これが、連邦憲法10条1項8号に基づき連邦の立法権限に属するののか、連邦憲法15条に基づき州の立法権限に属するののか問題となった。憲法裁判所の判決は次の如くである。
- 「争われている規定は、権限法的に、「営業および産業に関する事項」を連邦の立法および執

行の権限とする連邦憲法10条1項8号を拠り所としている。憲法裁判所の判決によれば、憲法自体において詳細に示されていない憲法上の概念は、その概念を含むところの憲法規範の発効した時点（1925年10月1日）においてその概念に帰属していた意味で理解されねばならない（化石理論）。従って、「営業および産業に関する事項」という文言は、1925年10月1日の単純法律の状態と体系に基づいて営業法上の規定とみなされるあらゆる規定を含むこととなる。本件のエネルギー節約基準を定める法律的措置についても、典型的な営業法上の種類の措置とされる限りにおいてのみ、「営業および産業に関する事項」に拠り所を有することができる。しかしながら、争われているエネルギー節約基準は、営業法上の種類の措置と評価することができない。なぜならば、エネルギー節約というエネルギーの有意義な利用に奉仕するところの措置を、連邦政府が、営業警察的手段でもって特別な危険を防ぐところの営業法上の危険防除措置と評価することができないからである。エネルギー節約基準は、他の目的、すなわち、全経済的利益でもあるエネルギーの有意義利用であり、このような措置は、その目標設定、その内容、その効果から見れば、営業に特殊な危険防除、それゆえ、特殊な営業警察的な秩序および安全機能を超えている。さらに、節約規定についても、オーストリアの法秩序の化石時点（1925年10月1日）においてよく知られていたが、営業法上の規定としてではなく、戦時経済授権法に基づくところの戦時経済的規定として通用していた。このことから、「営業および産業に関する事項」という権限文言の解釈にとって決定的な歴史的状況によれば、エネルギー節約規定は、営業法の規定として通用していなかったことが理解できる。」

確かに、1981年営業法71a条1項（営業用商品ならびにサービス提供）において、「国民経済的に有意義なエネルギーの利用」という営業警察とは関係なき文言が存在している。

- (28) Theo Öhlinger, S.51; Peter Pernthaler, S.291, SS.321-323, S.438; Ludwig K.Adamovich (Band 1), SS.105-124.
- (29) Theo Öhlinger, S.154; Walter Berka, SS.142-143; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (30) Walter Berka, S.143; Heinz Mayer, S.411; Peter Pernthaler, S.439.; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (31) Theo Öhlinger, S.154; Peter Pernthaler, S.439.
- (32) Ludwig K.Adamovich (1984), S.144; Walter Berka, S.143; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.302. 補助金・助成金など資金交付に際しては、連邦・州など協定主体は私権の主体として活動するが、協定主体間の法関係は市民法上の法関係ではないとされている。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (33) VfSlg 14945/1997では、連邦とウィーン州、ウィーン市との間で、ウィーンにおける国際学校の設立に関する融資（Finanzierung）に関して、連邦憲法15a条に基づく連邦とウィーン州との協定が許されるのかどうか問題となった。憲法裁判所の判決は次の如くである。

「オーストリアにおいて生活する国際的組織および外交使節団の被雇用者ないし職員の子どもの達の学校制度の整備、およびウィーン市の国際的な名声の促進のため、連邦が、ウィーン州、ウィーン市に融資することは私経済行政の領域にも関わる公益目的のための協定である。憲法立法者は、もとより、私経済行政を連邦憲法15a条の適用領域から排除しようとする意図を有していたのではない。協働的連邦国家の枠内において、連邦・州などの公益が存するところの事業（Vorhaben）を私法形式で実現するに際しての協力の必要不可欠性は、立法および高権的執行の領域に属する事業と同様に存している。」

「連邦および州が、高権的行政の領域のみではなく私経済行政の領域にも関わる事業に対して連邦憲法15a条に基づく協定という法形式を選択するならば、このような協定からの争いの裁定は、憲法裁判所の権限に属し、市民法的事件として通常裁判所の管轄権限にも、また法律規定が存しないので、行政官庁の決定権限にも属さないものである。」

- (34) Heinz Mayer, S.412.
- (35) Ludwig K.Adamovich (1984), S.144; Theo Öhlinger, S.154; Walter Berka, S.143; Heinz Mayer, S.411; Peter Pernthaler, S.439; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (36) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Theo Öhlinger, S.154; Walter Berka, S.143; Heinz Mayer,

- S.411; Peter Pernthaler, S.439; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (37) Theo Öhlinger, S.154; Heinz Mayer, S.411.
- (38) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Theo Öhlinger, S.154.
- (39) Peter Pernthaler, S.439.
- (40) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145. ただし、州憲法に定めるところにより、州知事は、締結権限を、州政府、州政府構成員に委任することができる。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (41) Heinz Mayer, S.411.
- (42) Heinz Mayer, S.411. また、Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284においても、連邦憲法105条1項から州知事の締結権限を原則とするが、一部につき州政府の協力 (Zusammenwirken) が必要な場合もあり、詳細は、州憲法によって定めるとする。
- (43) Walter Berka, S.143.
- (44) Peter Pernthaler, SS.159-160.
- (45) Walter Berka, S.143; Peter Pernthaler, S.439; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (46) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Walter Berka, S.144; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (47) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Heinz Mayer, S.411; Peter Pernthaler, S.440; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (48) Peter Pernthaler, S.440.
- (49) Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (50) Walter Berka, S.144.
- (51) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Theo Öhlinger, S.155; Walter Berka, S.144; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284. VfSlg 15309/1998では、給付と反対給付の不均衡がウィーン条約法条約48条および49条の錯誤または詐欺による無効原因になるかどうか争われた。
- (52) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Theo Öhlinger, S.155; Walter Berka, S.144.; Heinz Mayer, S.412; Peter Pernthaler, S.436; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.284.
- (53) Peter Pernthaler, S.440. 学説上も、州は、その領域内に関して、州憲法によって自由に規定できるとする見解が存する。Ludwig K.Adamovich (1984), S.145.
- (54) VfSlg 9581/1982, 9886/1983, 13780/1994, 15972/2000など。VfSlg 9886/1983は、オーバーオーストリア州、チロール州およびフォアールベルク州各州間の、生活保護業務における費用負担に関する1973年12月17日の協定 (1974年3月21日に、ウィーン州がこの協定に加入) に関して、次のように判示する。

「オーストリア共和国と他の国際法主体との間で締結される国家条約のオーストリアの法制度への組み入れについて、連邦憲法は、特に49条、50条、65条、140a条に明確な規定を含んでいる。国家条約は、その公布によって、国内法的効力、それゆえ、法に服する者に対して効力を有することとなる。国家条約は、法律および命令とともに、固有の法源である。」

「それに対して、連邦憲法は、連邦憲法15a条による協定に関して、この種の規定を有していない。連邦憲法15a条の文言から、連邦憲法49条、50条と同様の内容を引き出すことはできない。連邦憲法15a条は、法に服する者に対して、直接義務を課することができない。このような協定の内容は、立法行為または行政行為の中に置き換えられねばならない。」

「確かに、連邦憲法99条に基づき、州には憲法的自律性が帰属しているが、連邦憲法の中で基本的特徴として指示されているものを詳述することは許されるが、それを超えて、連邦憲法によって言及されていないあらゆる関係事項を、憲法の中に規定することは許されない。」

「このような基本原則には、連邦憲法によって明確に規定された、または前提とする一般的法規範の類型についての制限がある。州協定は、連邦憲法の中に、固有の法源類型として明確に規定されているものではない。」

「一般的法規範における権利保護制度の一貫性 (完結性) もまた、州協定を固有の法源と考えるならば、破壊されるであろう連邦憲法の一原則である。州協定が固有の法源ならば、州協定が州協定法規範に服する者に対して直接権利義務を課すにもかかわらず、州協定法規範に服する

者は、その州協定の合法性について憲法裁判所に審査を申し立てる可能性を何ら有しないことになる。州協定規範に服する者に対しては、連邦憲法138a条に基づくとところの申立ては排除される。また、憲法裁判所に管轄権限を認めるところの連邦憲法139条から140a条までの規定の類推解釈による根拠づけもできない。」

「以上から、州憲法立法者は、州協定を固有の法源類型と定め、規範に服する者を一般的に拘束する州法規範とする権限を有しないということになる。それゆえ、協定に直接的効力を認めるウィーン州の生活保護法44条は憲法違反として廃止されるものとする。」

同様の案件として VfSlg 9581/1982がある。ここでは、州協定の効果として、協定上の義務が生活保護の担当者に生ずることを認めるオーバーオーストリア州の生活保護法67条1項が問題とされた。これについては、第3章1.(3)A.④注(47)参照。

- (55) Theo Öhlinger, S.154; Walter Berka, S.143; Heinz Mayer, S.411; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.285.
- (56) Theo Öhlinger, S.154; Walter Berka, SS.79-80, S.143; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.285.
- (57) Peter Pernthaler, S.440.
- (58) Peter Pernthaler, S.441.
- (59) ニーダーオーストリア州の協定内容によると、協定当事者である州は、その領域内において、次の規制基準に従ってのみ、次の範囲内において、ぶどう園栽培を許可する(1条2項)。古いぶどうの木が消失した後に、その同じ場所に、ぶどうの木を栽培する(事後栽培)(1号)、同じ土地において、ぶどう園の開墾を行った後に、ぶどうの木を同一面積で栽培する(再栽培)(2号)、代わりの土地において、ぶどう園の開墾を行った後に、ぶどうの木を同一面積で栽培する(新栽培)(3号)。ぶどう園の再栽培および新栽培に関しては、開墾前のぶどう園の適法な現状および面積と一致する限りにおいてのみ、州から許可が与えられる(1条3項)。州の「ぶどう栽培委員会(Weinbaukommission)」の任務は、協定の遵守および実施の監督である(3条1項、2項)。
- (60) Peter Pernthaler, S.441.
- (61) ホーエ・タウエルン国立公園は、チロール、ザルツブルク、ケルンテルンの3州にまたがって広がり、総面積1856km²の公園内には熱帯以外のすべての植物層が、本来の姿のままで保存されている。山頂付近には、オーストリア最大の大氷河パステルツェ氷河が横たわる。また、標高3798mのオーストリア最高峰グロースグロックナーがそびえる。ホーエ・タウエルン国立公園は、1981年以降存在し、オーストリアにおいて国立公園の第1号であった。この連邦と3州との間の協定においては、ホーエ・タウエルン国立公園の保護および助成の事項における協力が、書き記された。この協定に先立って、1970年のヨーロッパ自然保護年(Europäisches Naturschutzjahr)が存在する。ヨーロッパ審議会(評議会)(Europarat)は、1970年および1995年に、すべての構成国において、ヨーロッパ自然保護年を実施した。1970年のものは、ヨーロッパ規模での初の環境保護活動であり、現在のヨーロッパにおける環境保護運動の先駆けとなっている。ストラスブルクにおけるヨーロッパ自然保護会議は、政治的目標として、環境の保存と改善のための基本原則について合意を得ることを掲げ、審議の末に、ヨーロッパの環境政策宣言としての「1970年のヨーロッパ自然保護年宣言(Deklaratio zum Europäischen Naturschutzjahr 1970)」を可決した。宣言は、次の如くである。①自然環境の理性的な利用と計画は、国家政府の政策において最優先されねばならず、土地その他の自然資源の利用と計画、および自然の保存に対する政府の責任は、明白に根拠づけられねばならない。②大気・水・土壌の汚染のコントロールに関する国家的措置を強化または導入し、さらに、これに関する国際的に承認される基準をできる限り早く確立するものとする。③自然環境の保護およびその重要性の維持のための既存の法律および命令は、ヨーロッパ規模において、必要な程度において、お互いに調整されるものとする。以降、ケルンテン州、ザルツブルク州、チロール州の3州は、1971年10月21日、国立公園の設立に関する「ハイリゲンブルート協定(Heiligenblute Vereinbarung)」を締結した。ケルンテン州は1981年(「国立公園および生物圏公園の設立に関する法律」[LGBI.Nr.55/1983]、2019年4月1日に再公布[LGBI.21/2019])に、ザルツブル

オーストリア共和国における連邦制—連邦国家における権限配分を中心として— (10)

ク州は1983年（「ホーエ・タウエルン国立公園の設立に関する1983年10月19日の法律」〔LGBL Nr.106/1983〕、この法律は、「ホーエ・タウエルン国立公園の設立に関する2014年10月29日の法律」〔LGBL Nr.3/2015〕45条2項によって失効）に、地域の一部を国立公園に宣言した。チロル州は、発電所プロジェクトゆえに異論があったが、1991年（「ホーエ・タウエルン国立公園の設立に関する1991年10月9日の法律」〔LGBL Nr.103/1991〕）になって初めて国立公園に関与した。

https://de.wikipedia.org/wiki/Nationalpark_Hohe_Tauern, Nationalpark Hohe Tauern, 2019.; https://www.sn.at/wiki/Nationalparkgesetz_Hohe_Tauern, Nationalparkgesetz Hohe Tauern, 2019; https://de.wikipedia.org/wiki/Europ%C3%A4isches_Naturschutzjahr, 2019.

それぞれの州法律は改正を伴っているが、国立公園法の目標、保護区域、助成、管理計画、基金、国立公園官庁、国立公園委員会、監督などを定めている。

- (62) Peter Pernthaler, S.441.
- (63) Bernd-Christian Funk, S.326; Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Theo Öhlinger, S.490; Walter Berka, S.387; Heinz Mayer, S.562; Ludwig K.Adamovich (Band 1), SS.284–285; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.302. VfSlg 17603/2005の事例において、連邦とオーバーオーストリア州は、連邦憲法15a条に基づき、包括的な生活保護制度を創設し、同一要件の下において同一の必要最小限の給付を提供することを内容とする協定（「施設を含めて生活扶助を要する者に対する連邦と州の共通の措置に関する連邦憲法15a条に基づく協定」）（BGBl.Nr.866/1993）を締結した。オーバーオーストリア州政府は、連邦に対して、この協定の基礎になっている「連邦生活扶助助料法（Bundespflegegeldgesetz）（BGBl.Nr.110/1993）」の違憲性を主張して、連邦憲法140条1項に基づく申立てを憲法裁判所に行った（法律の違憲性の審査の申立て）。同時に、オーバーオーストリア州政府は、連邦がこの協定から生ずる義務を履行しなかったことの確認を憲法裁判所に行った（連邦憲法138a条1項による確認の申立て〔Feststellungsantrag〕）。後者の申立てにつき、憲法裁判所は、連邦が協定上の義務を履行しなかったことを認めることはできないとしている。オーバーオーストリア州も憲法裁判所も、連邦憲法138a条1項による憲法裁判所の判決は、確認的（宣言的）（feststellend, deklaratorisch）効力のみ有するに過ぎないことを前提としている。
- (64) Ludwig K.Adamovich (1984), S.145; Walter Berka, S.144, SS.383–384, S.387; Heinz Mayer, S.412.; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.285; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.302.
- (65) Theo Öhlinger, S.155; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.109, SS.285–286.
- (66) Theo Öhlinger, S.155; Peter Pernthaler, S.292; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.286.
- (67) Theo Öhlinger, S.110, S.155; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.114, S.286. 連邦憲法23d条4項に基づき、1992年12月9日の「ヨーロッパ統合事項における州および市町村の協力権（参与権）に関する連邦と州の間の連邦憲法15a条に基づく協定」（BGBl.Nr.775/1992）が締結され、その第6条において、拘束力を有する州の統一的態度表明が規定された。「州の統一的態度表明」に関する連邦憲法10条3項改正による追加については、BGBl. I Nr.2/2008, Artikel 1の8. 参照。Heinz Mayer, S.146.
- (68) オーストリア市町村連合およびオーストリア市連合については、第4章1.（2）注（7）参照。
- (69) 審議機構に関する協定は、態度表明の機会を含め立法措置に関する連邦・州・市町村など地域団体の相互の情報、立法措置の費用に関する審議のための審議委員会（Konsultationsgremium）の制度、ならびに費用負担それ自体を規律する（1998年4月30日の憲法律〔BGBl. I Nr.61/1998〕1条2項）。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.286. 審議機構については、第3章3.（8）も参照。
- (70) 通貨安定協定は、ヨーロッパ通貨統合の導入に際し最初に負担したところの、財政赤字および公の負債の減少義務に対応するため、連邦・州・市町村は、審議機構とともに将来の通貨安定協定に関する協定（「地域団体の審議機構および将来の通貨安定協定に関する連邦、州および市町村の間の協定」）（BGBl. I Nr.35/1999）を締結した。この協定において、連邦および州の

- 毎年の財政赤字に限界が設けられ、市町村は、釣り合いのとれた財政結果が義務づけられた。それによって、全オーストリアを含めて安定した財政運営が達成されるものとされた（1998年4月30日の憲法律 [BGBl. I Nr.61/1998] 1条3項も参照）。さらに、連邦・州・市町村は、構造的赤字に限界を設けること（“Schuldenbremse”）、財政運営の調整を強化することなどが義務づけられた。負担した義務の遵守の確保のため、制裁機構が設けられた（2012年オーストリア通貨安定協定 [BGBl. I Nr.30/2013]、1条、4条、14条、19条など）。Bernd-Christian Funk, S.156; Theo Öhlinger, S.136, S.155, S.491; Walter Berka, SS.141-142, S.266; Heinz Mayer, S.176, S.263, S.267, S.411, S.418, S.561; Peter Pernthaler, S.230, S.412, SS.441-442, S.531; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.286; Ludwig K.Adamovich (Band 2), S.119, S.286, S.315; Ludwig K.Adamovich (Band 4), S.194.
- (71) Theo Öhlinger, S.136, SS.154-155, S.491; Walter Berka, S.142; Heinz Mayer, S.411, S.418; Peter Pernthaler, SS.441-442; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.286. 連邦・州・市町村の「三者からなる連邦主義 (dreigliedlicher Föderalismus)」は、私法的、政治的、行政的協働の枠内においてはずっと前から通常のものであったが、公法上の協働の手続・制度は、審議機構および通貨安定協定までは存在しなかった。通常の連邦国家構造（連邦と州の「二者からなる連邦主義 (zweigliedlicher Föderalismus)」）からの逸脱であるので、憲法上の根拠づけが問題とされた。Peter Pernthaler, S.442.
- (72) 経過法42条2項 (f) において、学校および教育制度の領域においては、以前の帝国法律を含めて国家法律は、連邦と関係州の一致した法律 (übereinstimmende Gesetze) によってのみ変更しようと定める。
- (73) Peter Pernthaler, S.436. さらに、第1章 2. (3) 参照。
- (74) Theo Öhlinger, S.130, S.151, SS.237-238; Peter Pernthaler, S.365, S.382, S.436, S.496.
- (75) Peter Pernthaler, S.300, SS.302-304, S.306, S.436.
- (76) オーストリアファシズム独裁制下における国民議会の自己停止（解散）、ナチスドイツのオーストリア占領につき、Wilhelm Brauneder, S.232, S.248; Oskar Lehner, S.312, S.335; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.84, SS.87-88. 「仮憲法」については、拙稿「オーストリア共和国の連合国による管理（1945年-1955年）（1）」、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第28巻第2号、2015年1月、PP.70-72、「オーストリア共和国の連合国による管理（1945年-1955年）（2）」、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第28巻第3号、2015年3月、PP.14-17. また、オーストリアファシズム独裁制下における国民議会の自己停止（解散）につき、拙稿「オーストリア1934年憲法と職能身分制国家（1933年-1938年）（1）」、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第27巻第2号、2014年1月、PP.35-37. ドイツ占領下のオーストリアの状況につき、拙稿「ドイツ占領下のオーストリア（1938年-1948年）（1）」、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第28巻第1号、2014年10月、PP.57-76 参照。
- (77) Theo Öhlinger, S.120; Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, S.101; Peter Pernthaler, S.436; Ludwig K.Adamovich (Band 1), SS.280-281.
- (78) Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, S.97, S.101.
- (79) Peter Pernthaler, S.436.
- (80) Peter Pernthaler, SS.436-437. ベルントハレルは、境界線設定という「共通の」領域的問題に関わるゆえに、「協定法規命令 (paktierte Rechtsverordnungen)」と呼んでいる。
- (81) Peter Pernthaler, S.437.
- (82) Peter Pernthaler, S.437.
- (83) 「観点理論」については、第1章 3. (2) 参照。
- (84) 「配慮原則」については、第1章 3. (4) ② 参照。さらに、Peter Pernthaler, SS.344-346, S.437.
- (85) ケルンテン州の地域計画に関する1969年11月24日の法律 (LGBL.Nr.76/1969) は、2条において、「地域計画の目標と原則」を定める。その2項において、「1項に基づく目標の追求に際しては、次の諸原則を遵守するものとする」とし、「連邦の法的効力を有するところの空間的に

重要な措置および計画に配慮する」(2号)、「空間的に重要なあらゆる計画に際しては、将来の世代の生活条件を考慮しなければならない。その際には、経済的発展の必要性和生態系の必要性との調整に努めなければならない」(3号)、「憲法上保障された権利の保障の下において、公共の福祉の利益ならびにその他の公益は、個々の利益に対して優先される」(6号)などを挙げている。

(86) Peter Pernthaler, S.437.

(87) Peter Pernthaler, S.437.

(88) Peter Pernthaler, SS.437-438.

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger, Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (10.Auflage)*, Facultas Verlags- und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2014.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (6.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2016.
- ・ Heinz Mayer, Gabriele Kucsko-Stadlmayer, Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1: Grundlagen, 2., aktualisierte Auflage)*, Springer Wien New York, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2: Staatliche Organisation, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2014.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3: Grundrechte, 3.Auflage)*, Verlag Österreich, 2019.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4: Allgemeine Lehren des Verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- ・ Heinz Mayer, Gerhard Muzak, *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht (Kurzkommentar, 5. Auflage)*, MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, *Verfassungen Österreichs*, 2014.
- ・ <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2020.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Amtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg.)*.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集〔第五版〕』、有信堂、2018年。

